

第1編 第二次地域福祉計画の策定に当たって

1 地域福祉計画見直しの趣旨

(1) 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」とは、地域福祉を推進するための計画です。では「地域福祉」とは何でしょうか。それは、年齢や障害の有無にかかわらず、住民一人ひとりが人としての尊厳をもって、地域や家庭の中でその人らしく安心して生活が送れるように、地域住民、ボランティア、NPO法人、サービス事業者、福祉関係団体、行政が協力して自立支援をしていくことです。

したがって、地域福祉計画は行政計画でありながら、住民等による地域福祉推進のための参加や協力の上に策定されるべき計画なのです。すべての地域住民がパートナーシップという共通の認識をもつことが、生活課題を抱えた人の自立生活を支える大きな力になると考えます。

(2) 第一次地域福祉計画の見直し

少子高齢化や核家族化の進展、生活様式の変化等により、以前に比べ地域住民同士の関係が薄れ、相互扶助機能は弱まり、高齢者や障害のある方などの要援護者は厳しい状況に置かれています。

また、近年では青少年や中年層においても生活不安、ストレスが増大し、自殺、ホームレス、家庭内暴力、虐待、DV、不登校、いじめ、引きこもり、ニートといった問題が生じるなど、住民が抱える福祉課題は、複雑・多様化してきています。

更に、新たな問題として、高齢者等の孤立化・孤立死、大規模災害への対応も必要になっていきます。

社会福祉の基礎となるのは、他人を思いやり、お互いを支え、助け合おうとする精神です。

また、安心と幸せを実現するためには、自立した個人が地域住民としてのつながりを持ち、ともに支え合い、助け合うという、ともに生きるまちづくりの精神が育まれ、生かされることが必要不可欠です。

高齢者や障害者が地域でともに生活するために、権利擁護の推進や災害弱者に対する支援など地域に根ざした福祉活動の必要性がますます高まっています。

また、地域福祉の推進に当たり、福祉団体やボランティアの果たす役割は大きくなっています。今後、ボランティア活動に関する情報の提供や啓発活動などを通して、市民誰もがボランティア活動に参加できる環境づくりが必要です。

そこで、上田市及び上田市社会福祉協議会では、行政、社協、関係機関、そして住民がそれぞれの役割を認識し、地域福祉を一体となって進める体制をより明確に示し、今まで以上に、より積極的に、ともに支え合う地域福祉の推進を図るため、平成24年度に上田市地域福祉計画及び上田市地域福祉活動計画の計画期間が終了

することに伴い、第一次上田市地域福祉計画及び上田市地域福祉活動計画を見直し、平成 25 年度を始期とする第二次上田市地域福祉計画及び上田市地域福祉活動計画を一体的に策定することとしました。

2 地域福祉計画の内容

(1) 地域福祉計画の内容

地域福祉計画は、社会福祉法という法律で定められた計画であり、次の内容を含んでいなければなりません（社会福祉法第107条）。

ア 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

イ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

ウ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

それぞれの項目に対する具体的な事例は、次のとおりです。

項目	具体的な事例
ア 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における福祉サービスの目標の提示 ニーズ調査、サービスの点検、緊急性や目標量の設定 ○ 目標達成のための戦略 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援体制の整備 ・ 必要なサービスを利用できる仕組みの確立 ※ 社会福祉従事者の専門性の向上 ・ サービスの評価等による利用者の選択の確保 ・ サービス利用に結びついていない要支援者への対応 ※ 要支援者発見機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、福祉事務所の地域福祉活動等の充実・支援 ○ 利用者の権利擁護 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業等）の整備
イ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様なサービスの参入促進及び公私協働の実現 ○ 福祉、保健、医療と生活関連分野との連携方策
ウ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の活動への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報、知識、技術の習得、活動拠点に関する支援 ・ 地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携 ○ 住民等の意識の向上と主体的参加の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民、サービス利用者の自立 ・ 住民等の主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上 ・ 住民等の交流会、勉強会等の開催 ○ 地域福祉を推進する人材の養成

(2) 地域福祉計画の位置付け（他の計画との関係）

次の表に掲げるとおり、障害者、高齢者など分野ごとにさまざまな計画が策定されています。「地域福祉計画」は、これらの計画との整合性及び連携を図る必要があります。

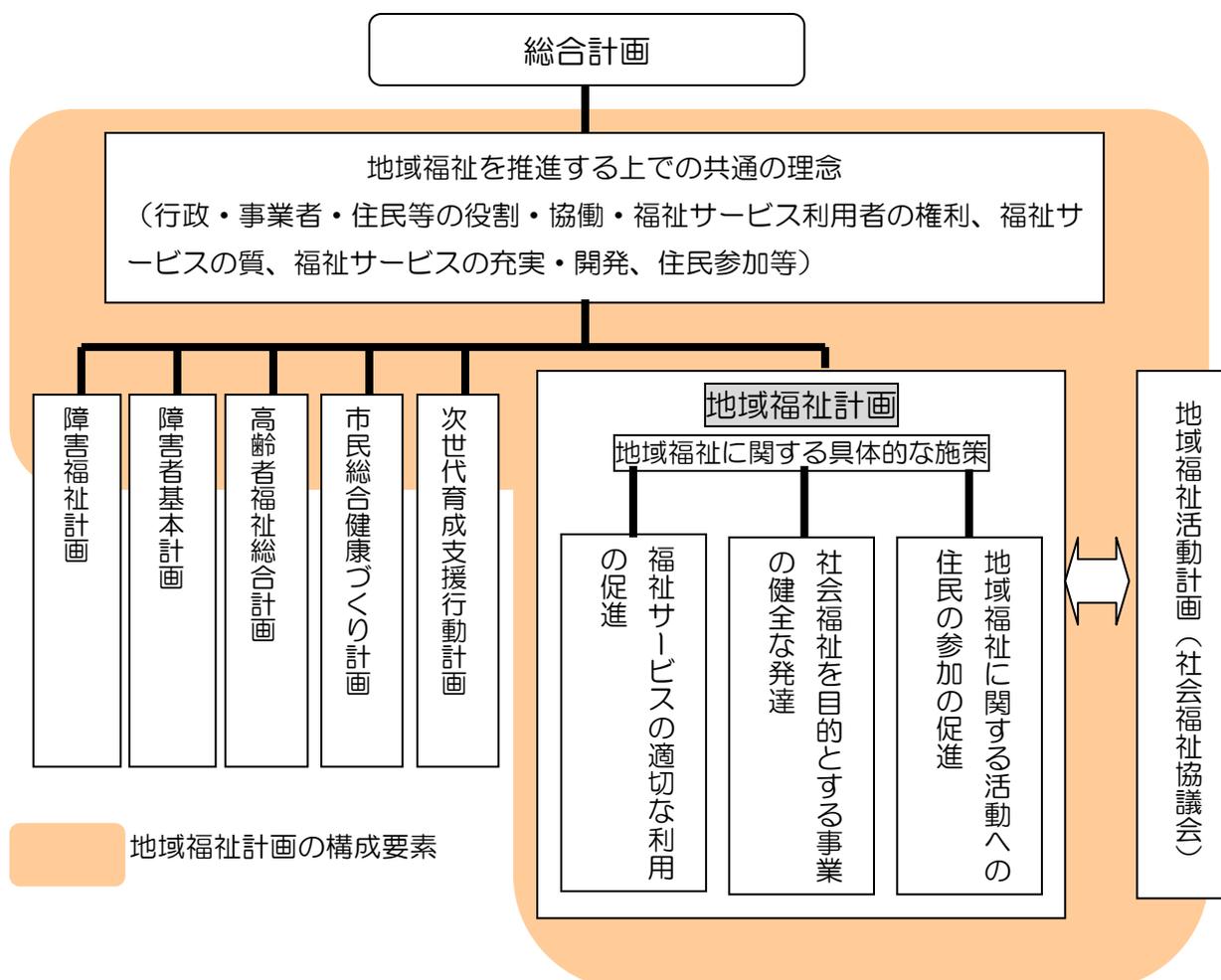
計画名称	根拠法令
上田市総合計画 ※1	地方自治法
上田市障害福祉計画	障害者総合支援法 ※2
上田市障害者基本計画	障害者基本法
上田市高齢者福祉総合計画 (いきいき長寿安心プラン) ※3	老人福祉法、介護保険法
上田市民総合健康づくり計画(健康うえだ21)	健康増進法
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法
※1 「地域福祉計画」は、総合計画に即し策定する必要があります。 ※2 平成25年3月までは、障害者自立支援法でしたが、法律の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に変更となり、障害者の範囲拡大など制度が改正されました。 ※3 「上田市高齢者福祉総合計画」とは、老人福祉法の「老人福祉計画」と介護保険法の「介護保険事業計画」と一体のものとして作成したもので、かつ、「地域福祉計画」との調和が保たれている必要があります(介護保険法第117条)。	

上田市総合計画及び分野別計画の見直し状況

H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
					上田市総合計画										
					前期基本計画				▲	後期基本計画					
			上田市障害福祉計画												
			第1期			第2期			第3期						
				▲				▲							
			上田市障害者基本計画												
			前期基本計画					▲	後期基本計画						
			上田市高齢者福祉総合計画												
			第3期			第4期			第5期						
				▲				▲							
上田市民総合健康づくり計画(健康うえだ21)										第二次計画					
			見直し						▲						
	上田市次世代育成支援行動計画														
			前期計画					▲	後期計画						
			上田市地域福祉計画										第二次上田市地域福祉計画		
							▲		▲						
						見直し									

※ ▲ … 「計画」策定又は、改定など

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係



地域福祉計画の構成要素

地域福祉に対する必要性が多様化・複雑化してきている中で、従来の福祉制度の枠組みだけでは対応できなくなってきており、公的な福祉制度のみに頼らず、住民参加による地域の支え合いを実現していくために、民間レベルの施設、福祉保健関連団体、住民等が協力し合っていく方をまとめたものが社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」です。

地域福祉を推進するさまざまな団体により構成された社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けられています。

また、社会福祉協議会は、地域、住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等実績を有することを踏まえ、地域福祉計画策定に当たっては市町村の計画策定に積極的に協力し、相互に連携を図る必要があります。

3 地域福祉計画策定の手法

地域福祉計画を策定したり、変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表する必要があります。

4 計画期間

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、ともに平成 25 年度を初年度とし、平成 29 年度までの5年間を計画期間とします。

また、この計画期間内の社会状況の変化や国・県における地域福祉施策の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。